

下市 このみ



このまち。みんなで作ろう。
女性いきいき 政治が変わる!

市政・市民相談受付中!

TEL&FAX 086(270)5333
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(留守電・FAX24時間OK!)



発行：下市このみ事務所

岡山市高屋 187-4-201 TEL&FAX 086-270-5333
<http://ww3.tiki.ne.jp/~s-konomi/>
e-mail: s-konomi@mx3.tiki.ne.jp

衆議院解散 9月11日投票

郵政民営化って何だ？

参議院で法案が否決されたため、衆議院を解散するという、そのもとになった郵政民営化問題。

「全国民に対して公平、平等に提供される郵便というサービスが民営化された後どうなるか心配だ」という声をお聞きします。

公共サービスとは、人々が生活していくうえで必要不可欠なものをあまねく公平に提供することです。儲かるから、売れるから提供するという「商品」とは、根本的に異なります。郵政事業もこうした公共サービスのひとつなのです。

「官から民へ」とは？

「官から民へ」とは、社会や経済の仕組みを権力から利益優先へと変えることを意味します。郵政民営化問題は、「官はすべて悪く、民はすべて正しい」という小泉流

新自由主義のマインドコントロールを解き放つ格好の手がかりとなるでしょう。

特殊法人のムダ遣いの責任は？

「国民の財産である郵貯や簡保の資金が官僚の利権のために乱用されることはけしからん」と言われますが、郵貯・簡保に特殊法人のムダ遣いの

責任はありません。2001年の財投改革で、郵貯・簡保と特殊法人との関係は、市場を挟んだ関係に変わっており、責任は旧大蔵省、現在の財務省と政権政党にあります。郵政民営化問題とは切り離して、特殊法人改革を進めていくべきです。



地域防災や災害時の拠点に

少子高齢社会はどんどん進み、2016年には高齢者人口は26%、4人に一人は65歳以上のお年寄りという社会が到来します。また、過疎化も進むことでしょう。郵便局が町や村のコミュニティとして通信・金融だけでなく行政や情報サービスの拠点としてみますその役割は重要になるはず。

経済アナリストの紺屋典子さんは、「郵便貯金を媒介にしてエコマネーや地域マネーの全国ネットがはれる」、「郵便局を地域防災や災害時の拠点として活用してはどうか」という全く新しい視点からの提言をされています。郵政公社は、公共性と企業性の調和を目指す21世紀社会の新たなパブリック・セクターであり、国民生活のセーフティネットとして積極的に活用すべきです。

平成 15 年度	郵政事業データ
引受郵便物数	255 億 8600 万通
郵便貯金残高	227 兆 3800 億円
簡易保険契約数	6,850 万件
郵便局数	24,715 局
職員数	261,032 人



残暑お見舞い

申し上げます

下市このみ

お知らせ

*9月3日(土)に予定しておりました「このみフォーラム(市政報告会)」は、衆議院選挙期間中につき延期させていただきます。よろしくお祈りします。

*「シリーズ議会」と「合併あれこれ」はお休みします。

*9月5日(月)～28日(水) 9月議会

国に憲法があるのに

1 プロローグまちづくり条例(自治基本条例)

- 地方自治の現段階 地方分権一括法 -

この法律は国と地方の関係を見直し、「国と地方の対等な関係」を確立し「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とされました。

分権時代の地方自治は自治体の自主性が求められ、自治体の「個性」が求められます。他の自治体を見ながら、画一的な地方行政を行うということではなく、他の自治体との差異が重視され、自治体の創造性が試される時代であるといえます。

こうした時代背景の中で、ニセコ町に始まる自治体憲法としての「自治基本条例」制定の気運が急速に高まっています。自治基本条例の制定状況は、04年2月調査で、全国の681市のうち、制定済みおよび検討中を含めると、54あり、全体の11.6%になります。

自治体の個性が評価される時代に入り、地方の個性を發揮できるように行政を進めていくために、自治基本条例を制定するという構図が全国的に今後加速していくと思われま

2 .そもそも自治基本条例とは

「住民の権利や義務」を基本理念として明確にすることや、自治体のグランドデザインを描くことで住民自治を広げ深めるためや分権改革の更なる展開を促すことにつながります。地方自治には団体自治と住民自治の概念がありますが、地方自治の確立を目的とした、地方自治法の改正は、団体自治の改革に過ぎず、住民自治の改革は今後の課題となっています。政策指針を示すことで自治体運営の改革の基本指針とするものです。

その他、地域自治(コミュニティ)、住民・企業との協働やNPO等への支援、住民投票などが規定されなければなりません。

自治基本条例は、地方自治体における「最高法規」であるといわれており、他の条例の指針として、大きな力を持つこととなります。

3 ニセコ町のまちづくり条例から学ぶもの

ニセコ町は、「住民と行政の協働のまちづくり」を実践していく中で「情報の共有」が大切であることと、「行政と住民が同じ土俵で対等な意見交換ができなければならない」として、以前からいろんな施策を実践してきたそうです。この経験から「情報の共有」と「住民参加」を進めれば「まちづくり」が可能であるという自信ができ、仮に、町長が代わっても、今まで作り上げてきたものを、これからも町の運営の基本として続けるため、これを条例

にまとめたということです。

「まちづくり」とは、道路や上下水道の整備、市街景観形成などのハード面、情報共有や住民参加などの仕組みづくりのソフト面、それらだけを指すものではなく、日々人々が生業を営み、よりよい暮らしを個人個人がつくっていく「暮らしづくり」そのものが「まちづくり」であるとしています。

自治基本条例が、自治体のいわば「憲法」としての性格を持つという考え方の背景には、自治体の運営として、「自治基本条例・分野別基本条例・個別条例」という体系化がなされなければならない、これによって住民のだれにも分かりやすくしなければならないからです。

4 都市内分権と小さな自治(地域自治)

国の地方制度調査会をはじめとして、地方分権とは国と地方の分権だけでなく、「都市内分権」も意味するものであるというふうに変わってきました。地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、分権社会の自治体は住民や重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPO、その他民間のセクターとの協働、連携が必要です。

私は、「地域のことは地域で決める」という地域自治組織の確立を主張しています。

この3月の合併に際して岡山市は、「合併特別区」という小さな自治組織を2つ作りしました。この小さな自治がどういう形で進んでいくのか、傍観するのではなく、自治の前進のためにうるさいくらい口を挟んでいこうと思っています。

この小さな自治の発展を担保するためにも、自治基本条例の制定が、岡山市でも重要な政策課題になっていると思います。

なぜその地方独自の憲法がないのだろうか

トピックス まちづくり権



憲法92条で「地方自治の本旨」、13条で「幸福追求権」が定められており、日田市は「個人には快適な環境で暮らす幸福追求権があり、同時に地域社会でそれを自ら作り出す『まちづくり』の権利を持つ。住民の集合体としての地方自治体はその権利を行使できる。サテライト日田設置許可により、その権利が侵害された」と主張する。一方、国側は裁判で「憲法は、自治体は地域の実情に応じた配慮をすべきと定めるだけだ」と、日田市より地方自治の範囲を狭くとらえる主張を展開した。